

計量器定期検査(集合検査)の実施について

『計量法』により、取引や証明に使用するはかりは、定期検査の受検が義務付けられています。集合検査では、秤量が250kg以下の機械式のものが対象となります。

集合検査を次のとおり実施しますので、該当する計量器を使用している方は必ず受けてください。

日時／5月28日(火)・29日(水)両日とも午前10時～正午、午後1時～3時

場所／寄居町役場駐車場

対象／①スーパー・商店等で商品の売買に使用するもの
②工場・事業所等で原材料の購入、製品の販売出荷に使用するもの
③運送業者等が貨物の運賃算定のために使用するもの
④観光農園や農産物直売所で料金算定や量目表記のために使用するもの
⑤学校・病院・保育所等で健康診断に使用する体重計など

費用／秤量100kg以下600円、250kg以下1,000円

※はかりに付属の分銅やおもりも検査対象となり、本体の手数料のほか、1個につき10円加算されます。

その他／電気(デジタル)式はかりと秤量250kgを超える機械式はかりは、県が委託している指定定期検査機関がはかりを使用している場所に伺い、別途に検査します。

問い合わせ／埼玉県計量検定所(☎048・652・2171)へ。

愛のりタクシー

5月1日から当日の予約が可能となりました!

皆さんの身近な交通手段として通院や買い物など幅広くご利用いただいている愛のりタクシーの当日の予約が5月から可能となりましたのでお知らせします。

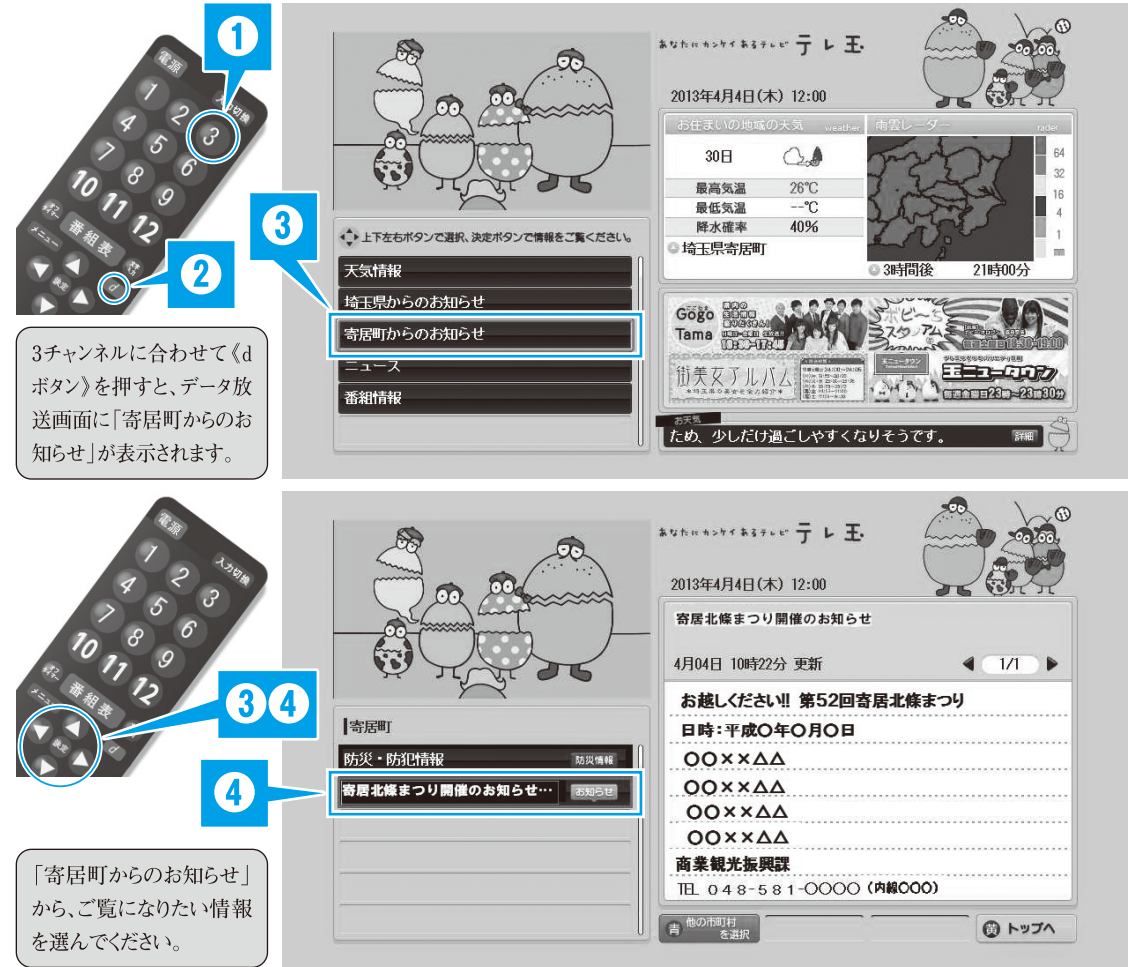
予約受付期間／利用日の1週間前から当日の利用予定時間の1時間前までに、予約センターへ電話で予約してください。

※予約状況により、ご希望の日時にご利用できないことがあります。時間に余裕を持ってご利用ください。

予約センター受付時間／午前8時～午後5時

※土・日曜日、祝日も受け付けています。ただし、年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。

問い合わせ／制度の概要や利用者登録は企画課(☎581・2121内線361)、予約は予約センター(社会福祉協議会内☎580・0555)へ。



町では、より多くの方に町政情報を発信するため、4月24日からテレビ埼玉(通称テレ玉3チャンネル)でのデータ放送を開始しました。このデータ放送は、町の発信する文字情報が、テレビを通して皆さんにご覧いただける新しいサービスとなっています。平常時には町からののお知らせやイベント情報を発信し、災害時にはいち早く緊急情報をお知らせしますので、ぜひご利用ください。

○データ放送をご覧いただくには

- ①チャンネルをテレビ埼玉(3チャンネル)に合わせます。
- ②リモコンの《dボタン》を押すとデータ放送画面が表示されます。
- ③画面左下の一覧の中から「寄居町からののお知らせ」を選択すると、お知らせの画面が表示されます。
- ④ご覧になりたい項目を選択するとお知らせの内容が表示されます。

※テレビの機種により、《dボタン》などの位置は異なります。また、データ放送に対応していない機種など環境によって、ご利用いただけない場合があります。

問い合わせ／企画課(☎581・2121内線361～363)へ。

お知らせします ホンダ車購入 促進補助金

町では、7月に稼働予定の本田技研工業株式会社埼玉製作所寄居工場で生産された自動車の新車(ホンダ車)を購入した町民の方を対象に、補助金を交付します。

対象／販売店からホンダ車を購入(リース契約を除く)した個人の方で、次の要件を満たす方

- ①新車として登録した日から起算して、1年以上前から引き続き町内に住所を有していること
- ②ホンダ車を非営利かつ自ら使用する目的で購入すること
- ③使用の本拠地が寄居町内であること

④町税、国民健康保険税、水道料金、公共下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと
補助金額／10万円(1世帯につき1台に限る)

申請方法／平成26年3月10日(月)までに、交付申請書に必要書類を添付し申請してください。申請受付期間中であっても、予算額に達した時点で受付を終了します。なお、郵送による申請はお受けできません。

※交付申請書等は、町公式ホームページからもダウンロードすることができます。

問い合わせ／企業誘致エコタウン課(☎581・2121内線201、210)へ。

会議等／町長の諮問に応じて開催(平日の昼間、2時間程度)

報酬／あり(会議の出席者)

問い合わせ／上下水道課(☎581・2121内線261、262)へ。

水道メーターの交換にご協力ください!

水道メーターは「計量法」により、製造から8年を経過する前に取り替えることになっています。今年は、次の日程で該当するご家庭等に伺いメーターの交換を行いますので、皆さんのご協力をお願いします。

なお、メーターの交換作業は、町が作成した名札を着用した町指定工事店が行います。

対象地域／本町の一部、六供、常木の一部、本宿、末野2・4区

交換期間／5月中旬～6月中旬
費用／無料
※対象地域外でも、製造から8年目となるメーターは交換の対象となりますので、同期間に交換作業を行います。

水道メーターは町の貸与品です。作業を迅速に行うため、次のことにご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・メーターボックスの中はきれいにしておいてください。
- ・メーターボックスの近くに犬をつながないでください。

問い合わせ／上下水道課(☎581・2121内線264)へ。